

女性活躍推進法 改正ポイントのご案内（令和8年4月1日施行分）

令和7年6月11日に改正女性活躍推進法が公布されました。うち、令和8年4月1日施行分の改正ポイントは次のとおりです。

（1）女性の活躍に関する情報公表の義務企業・必須項目の拡大

- ① これまで常用労働者数301人以上の企業に義務付けられていた情報の公表について、新たに101人以上300人以下企業に公表義務が拡大されます。
- ② 情報公表の必須項目も拡大されます。
- ③ 改正法施行後最初に終了する事業年度に係る実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。
- ④ 該当する事業主の皆様には、情報の公表に向けたご準備をお願いいたします。
- ⑤ 詳しくは、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

（2）女性活躍推進企業データベースの活用強化（省令・指針の改正）

- ① 女性活躍推進企業データベースは、厚生労働省が運営するウェブサイトです。
- ② 省令・指針の改正により、上記データベースの活用強化が明確化されました。
- ③ 上記（1）の情報の公表にもご活用いただけます。
また、掲載企業の取組事例収集も可能です。
- ④ ご利用は無料です。ぜひご活用ください。
- ⑤ アドレスは次のとおりです。
<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

（3）えるぼし認定【1段階目（一つ星）】の認定基準緩和（省令の改正）

- ① えるぼし認定制度のうち「1段階目（一つ星）」について、**基準緩和の見直し**を行いました。
- ② 具体的には、基準を満たさない項目につき、従来は「2年以上の連続した実績改善必要」だったところ、改正後は「**過去3年間の1年間ごとの平均値の向上**」でも可としたものです。
- ③ 詳しくは、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご参照ください。
アドレス等詳細は、（1）⑤に同じです。

（4）えるぼしプラス認定制度の創設

- ① えるぼし認定（1・2・3段階目）及びプラチナえるぼし認定について、**女性の健康支援に関する基準を追加した認定制度（えるぼしプラス認定）**を創設しました。
- ② 詳しくは、上記（3）③に同じです。

（5）職場における女性の健康支援の推進（指針の改正）

- ① 「**職場における女性の健康上の特性に係る取組**」の実施が望ましい旨、明確化されました。
- ② 取組例として、「**健康課題を相談しやすい体制づくり**」等が、明記されています。
- ③ 厚生労働省では、「**働く女性の心とからだの応援サイト**」を運営し、健康課題に関する様々な情報を発信しています。
- ④ ご利用は無料です。ぜひご活用ください。
- ⑤ アドレスは次のとおりです。
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室〔電話番号〕017-734-4211

関係資料：別添4（2026（令和8年）年4月1日施行 女性活躍推進法が改正されました！リーフレット）